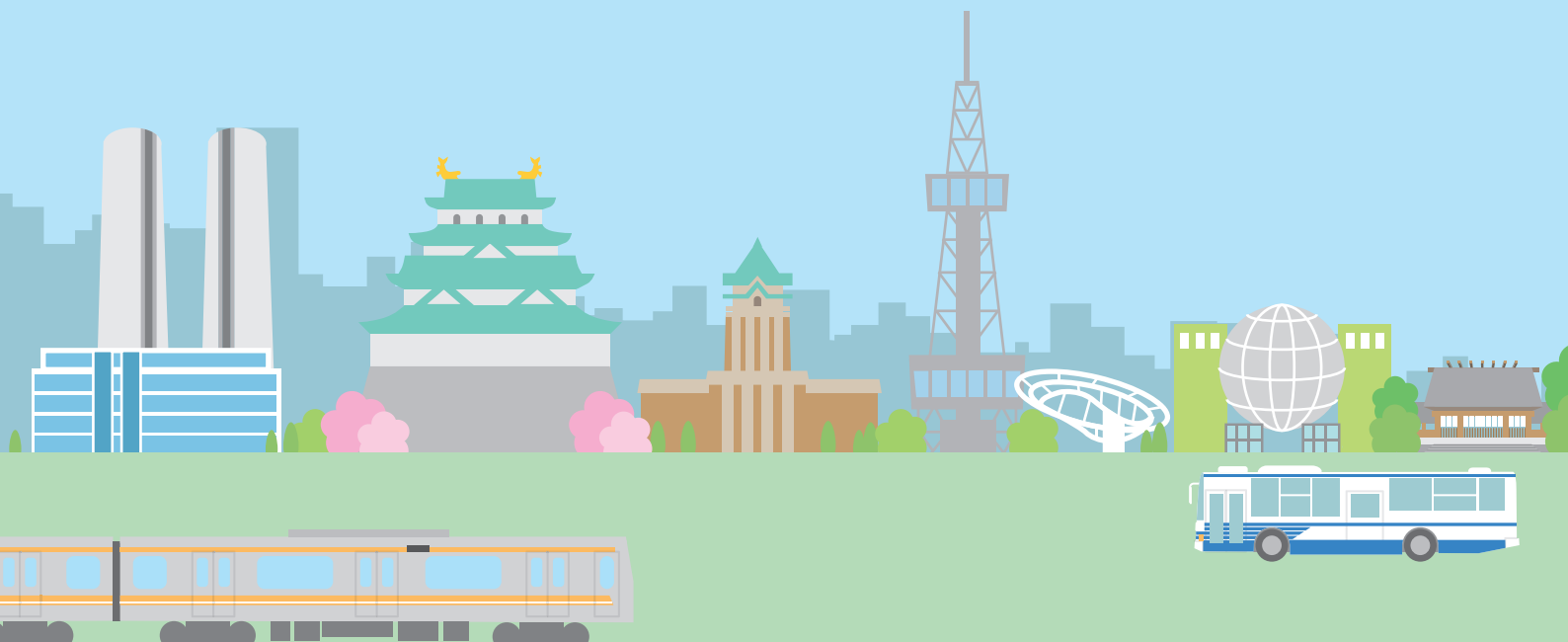




# 福祉都市環境整備指針

～人にやさしいまち名古屋をめざして～

概要版



令和4年3月  
名古屋市

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 福祉都市環境整備指針の「めざすもの」 .....      | 1  |
| 福祉都市環境整備指針の経過 .....           | 1  |
| 3つの基本理念 .....                 | 2  |
| 施策の体系 .....                   | 2  |
| バリアフリー整備のための視点 .....          | 3  |
| 障害のある人を理解したうえでの配慮のある接し方 ..... | 7  |
| 役務の提供・適正な利用の啓発・情報提供について ..... | 8  |
| 設計・施工上の標準としての技術基準             |    |
| 公共建築物における整備例 .....            | 10 |
| 道路における整備例 .....               | 18 |
| 公園における整備例 .....               | 20 |
| 公共交通機関における整備例 .....           | 22 |
| 情報・案内における整備例 .....            | 24 |
| 各種マーク .....                   | 30 |

この冊子は福祉都市環境整備指針に掲載する主な点をまとめた概要版です。  
各種整備例の詳細は福祉都市環境整備指針に掲載しています。

# 福祉都市環境整備指針の「めざすもの」

年齢の違いや障害の有無にかかわらず、  
すべての市民がお互いの理解を深め合い、共に手を携える  
「人にやさしいまち名古屋」をめざします。

## 福祉都市環境整備指針の経過

|         |                       |                                                                                                 |
|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 3 年  | 策定                    | 21 世紀初頭の高齢社会に備え、高齢者や障害者をはじめ市民のだれもが生活しやすく活動しやすい快適な都市環境を創出し、「人にやさしいまち名古屋」を実現していくため策定              |
| 平成 6 年  | ハートビル法制定              | 建築物のバリアフリー整備基準を規定<br>人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）制定<br>民間施設のバリアフリー整備基準を規定                           |
| 平成 12 年 | 交通バリアフリー法制定           | 公共交通機関のバリアフリー整備基準を規定                                                                            |
| 平成 15 年 | 改定                    |                                                                                                 |
| 平成 18 年 | バリアフリー法制定             | ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、道路や公園のバリアフリー整備基準などを追加                                                      |
| 平成 23 年 | 障害者基本法改正              | 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（社会的障壁）の除去のための必要かつ合理的な配慮である「合理的配慮」の概念を追加 |
| 平成 25 年 | 障害者差別解消法制定（平成 28 年施行） | 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止                                      |
| 平成 26 年 | 障害者権利条約批准             | 障害者基本法改正や障害者差別解消法制定などの法整備により批准                                                                  |
| 平成 29 年 | 改定                    |                                                                                                 |
| 令和 2 年  | バリアフリー法改正             | 施設設置管理者におけるソフト対策の取組み強化、優先席、車いす使用者用駐車施設等の適正利用の推進等を追加                                             |
| 令和 4 年  | 一部改定                  |                                                                                                 |

## 3つの基本理念

1

### 人としての尊厳が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち

私たちは、誰もがいきいきと自分らしく生活し、日々活動することができるまちづくりをめざします。

2

### 人にやさしい安全・安心で快適なまち

私たちは、すべての市民が行動したり利用したり生活を営む上での障壁となるバリアを除去し、市民の誰もが安全に、安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。

3

### 共に生き、共につくる魅力的なまち

私たちは、市民一人ひとりがお互いの理解を深めるとともに、お互いの違いを違いとしてありのまま認め合い、支えあえるような意識のバリアフリーの行き届いた魅力あるまちを、共に生き、共に手を携えてつくっていくことをめざします。

## 施策の体系

### 福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり

配慮が必要な人たち（高齢者、障害者、乳幼児連れの方など）の特性を正しく理解し、それぞれが求める多様なニーズに対応するため、「当事者参加」の過程を経ることで、誰もが安全・安心で快適なまちづくりの実現へとつなげます。

### 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった都市施設の整備にあたっては、総合的かつ一体的に推進されるよう、面的、地域的な広がりを考慮します。

また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を踏まえ、最初から可能な限りすべての人に使いやすい設計をするユニバーサルデザインによる整備も必要です。

### 「意識のバリアフリー」の推進

配慮が必要な人たちの特性の理解を深め、対話を通じて共に適切な配慮を考えていけるような取り組みを行います。

# バリアフリー整備のための視点

さまざまな施設について面的・総合的な整備を進めるためには、個々の施設や設備の使いやすさとともに、移動のしやすさ、案内情報のわかりやすさも併せて考慮することが必要です。また、それらを考えるときには、整備について配慮の必要な対象者の特性を理解し、望ましい整備を行うことが大切です。

| 対象者                      | 特 性                                                                                                                                      | 整 備 視 点                                                                                                                                                          |                                                                                                                    |                                                                                                                                                           |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          |                                                                                                                                          | 施設・設備の使いやすさ<br>【ユーティリティ】                                                                                                                                         | 移動のしやすさ<br>【モビリティ】                                                                                                 | 案内情報のわかりやすさ<br>【アクセシビリティ】                                                                                                                                 |
| 高齢者                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力や聴力などの感覚機能の低下や認知機能の減衰により、情報伝達やコミュニケーションが難しい方もいる。</li> <li>・身体機能の低下により、移動動作が難しい方もいる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープや階段に手すりを設ける。</li> <li>・トイレの便器は洋式とし、便房内に手すりを設ける。</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> <li>・最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内情報の文字の大きさ、色の組み合わせに配慮する。</li> <li>・音声は聞き取りやすい明瞭なものとする。</li> </ul>                                                |
| 肢体不自由者<br>(車いす使用者)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差のあるところや幅の狭いところは移動できない。</li> <li>・手の届く範囲が限られたり、高いところの表示が見えにくい。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターは車いす使用者の手の届く位置に操作盤を設ける。出入口が一つのエレベーターは十分な回転スペースを確保するとともに、後方確認のできる鏡を設ける。</li> <li>・車いす使用者が利用できる広さの便房を設ける。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内情報は車いすからの視認角度を考慮した位置、高さに掲出する。</li> <li>・車いす使用者が利用できる設備には設備が備わっていることを文字やピクトグラムで表示し、必要とする方が使用できるようにする。</li> </ul> |
| 肢体不自由者<br>(歩行困難者・杖使用者など) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行、姿勢保持、物の持ち運び等に支障がある。</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープや階段に手すりを設ける。</li> <li>・トイレの便器は洋式とし、便房内に手すりを設ける。</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> <li>・最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内情報は体を曲げなくても認識できる位置、高さに掲出する。</li> </ul>                                                                          |

| 対象者                       | 特 性                                                                                                                                      | 整 備 視 点                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                                            |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           |                                                                                                                                          | 施設・設備の使いやすさ<br>【ユーティリティ】                                                                                           | 移動のしやすさ<br>【モビリティ】                                                                                               | 案内情報のわかりやすさ<br>【アクセシビリティ】                                                                                                  |
| 視覚障害者<br>(全盲)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く見えない状態である。</li> <li>・ 視覚情報が得られないため、聴覚、触覚などから情報を得ている。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープや階段に点字表示のある手すりを設ける。</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</li> <li>・ 主要な箇所には誘導チャイム等の音声誘導設備を設ける。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声案内は明瞭なものとする。</li> <li>・ 点字表示の位置は統一させる。</li> </ul>                               |
| 視覚障害者<br>(弱視・視野狭窄・色覚障害など) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼鏡等で矯正しても視力が弱い。(弱視(ロービジョン))</li> <li>・ 見える範囲が狭い。(視野狭窄)</li> <li>・ 特定の色が区別できない。(色覚障害)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面、手すり、壁の色の対比や明度の差に配慮する。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</li> <li>・ 階段等の段差が生じる場合には、段差の有無を明確に識別させる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内情報の文字の大きさ、色の組み合わせに配慮する。</li> <li>・ 文字や記号の併記、色名の併記、模様や線種による区別などを併用する。</li> </ul> |
| 聴覚障害者                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く聞こえない、聞こえにくい、片方の耳がよく聞こえないなど、人によって聞こえ方の差がある。</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字や図などの視覚による情報、放送の文字化などにより各種設備の利用案内をする。</li> <li>・ 集団補聴装置を設ける。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見通しをよくするとともに、死角が生じる場所には鏡を設ける。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすいピクトグラム(案内用図記号)を使用する。</li> <li>・ 放送を文字化した電光掲示板などの視覚による情報案内設備を設ける。</li> </ul> |
| 言語障害者<br>(音声機能障害・言語機能障害)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声や発音、話し方に障害がある。(音声機能障害)</li> <li>・ 言葉の理解や表現に障害がある。(言語機能障害)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字や図などの視覚による情報、放送の文字化などにより各種設備の利用案内をする。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見通しをよくするとともに、死角が生じる場所には鏡を設ける。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすいピクトグラム(案内用図記号)を使用する。</li> <li>・ わかりやすい言葉や簡潔な文章(やさしい日本語)を使用する。</li> </ul>    |
| 内部障害者                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内臓の働きが弱くなったり損なわれたりする機能の障害がある。</li> <li>・ 人工肛門・人工膀胱(ストーマ)を造設している方(オストメイト)もいる。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープや階段に手すりを設ける。</li> <li>・ オストメイト用設備を備えた便房を設ける。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オストメイト用設備を備えた便房などにはオストメイトマークを表示する。</li> </ul>                                     |

| 対象者      | 特 性                                                                                                                                 | 整 備 視 点                                                                                              |                                                                                                                  |                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                                                                                                     | 施設・設備の使いやすさ<br>【ユーティリティ】                                                                             | 移動のしやすさ<br>【モビリティ】                                                                                               | 案内情報のわかりやすさ<br>【アクセシビリティ】                                                                                           |
| 知的障害者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活や学習面で現れる知的な働きや発達がゆっくりとしている。</li> <li>複雑な話や抽象的な概念を理解しにくい。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>パニック等を起こした際に落ち着くことのできる場所を設ける。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい言葉や簡潔な文章（やさしい日本語）を使用する。</li> <li>わかりやすいピクトグラム（案内用図記号）を使用する。</li> </ul> |
| 精神障害者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>統合失調症では、幻視、幻聴、妄想が現れたり、疲労感が濃い状態になることがある。</li> <li>ストレスに弱い方、対人関係やコミュニケーションが苦手な方もいる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>パニック等を起こした際に落ち着くことのできる場所を設ける。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul>                                        |                                                                                                                     |
| 発達障害者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>遠回しの言い方やあいまいな表現は理解しにくい。</li> <li>相手の表情、態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>パニック等を起こした際に落ち着くことのできる場所を設ける。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい言葉や簡潔な文章（やさしい日本語）を使用する。</li> <li>わかりやすいピクトグラム（案内用図記号）を使用する。</li> </ul> |
| 高次脳機能障害者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会行動機能障害などがある。</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>パニック等を起こした際に落ち着くことのできる場所を設ける。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすいピクトグラム（案内用図記号）を使用する。</li> </ul>                                        |
| 難病患者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>症状には頻繁に変化がみられる。</li> <li>急な体調の変動が起こりやすい。</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>スロープや階段に手すりを設ける。</li> <li>トイレの便器は洋式とし、便房内に手すりを設ける。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> <li>最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul> |                                                                                                                     |

| 対象者               | 特 性                                                                                                                   | 整 備 視 点                                                                                                                   |                                                                                                                    |                                                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                                                                                                                       | 施設・設備の使いやすさ<br>【ユーティリティ】                                                                                                  | 移動のしやすさ<br>【モビリティ】                                                                                                 | 案内情報のわかりやすさ<br>【アクセシビリティ】                                                                                             |
| 妊産婦               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行が不安定である。</li> <li>・急な体調の変動が起こりやすい。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープや階段に手すりを設ける。</li> <li>・トイレの便器は洋式とし、便房内に手すりを設ける。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> <li>・最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦も優先的に使用できるスペースにはマタニティマークを表示する。</li> </ul>                                  |
| 乳幼児連れの方           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段、段差の昇降が難しい。</li> <li>・乳幼児のおむつ交換や着替え、授乳が必要となることがある。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ内に乳幼児用おむつ交換台や乳幼児用いすを設ける。</li> <li>・授乳やおむつ交換のできる部屋等を設ける。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経路上に高低差がある場合はエレベーターやスロープを設ける。</li> <li>・最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカー利用者も優先的に使用できるスペースにはベビーカーマークを表示する。</li> </ul>                             |
| 子ども               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手足の届く範囲が限られたり、高いところの表示が見えにくい。</li> <li>・漢字を読めなかったり、文字自体を読めないことがある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの身長に対応したトイレを設ける。</li> <li>・各種機器・ボタン・スイッチなどは子どもでも操作できるように高さや位置に配慮する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい表現や簡潔な文章（やさしい日本語）を使用する。</li> <li>・わかりやすいピクトグラム（案内用図記号）を使用する。</li> </ul> |
| 外国人・その他<br>(旅行者等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語による情報収集やコミュニケーションが難しい方もいる。</li> <li>・位置がわからなかったり、読めない地名がある。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機・券売機等は英語をはじめとした外国語やわかりやすいピクトグラム（案内用図記号）を使った説明を備えたうえで操作しやすいものとする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最短でわかりやすい経路とし、見通しをよくする。</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい表現や簡潔な文章（やさしい日本語）を使用する。</li> <li>・アルファベットや数字を組み合わせた案内を併用する。</li> </ul>  |

この他にも配慮が必要な人たちや、さらなる配慮が必要な状況もあります。ここで掲げていることだけでバリアフリー整備の全部を包括するものではありません。

# 障害のある人を理解したうえでの配慮のある接し方

建物等のバリアフリー整備を進めることも必要ですが、障害及び障害者の正しい理解がないと、ハード面での整備も十分に活用できません。

## 1 障害者の実際をよく理解しましょう

障害の種類や個人の障害の程度によって対応の仕方が異なります。ある人にとっては助けとなることが、別の人にとっては苦痛となることすらあります。相手の身になって、本当に必要とされている援助をよく見極め、判断することが大切です。そのためには機会があれば研修に参加したり、障害者に話を聞く姿勢が必要です。

## 2 積極的に声をかけましょう

障害者の目線で考えると、街中には障害者の社会参加を阻むような状況がたくさんあることに気づきます。駅や交通機関、店舗や施設で障害者は不便を感じるものがまだまだたくさんあります。すぐに解決できなくても、そういう人が困っていたら積極的に声をかけることが望まれます。

ただし、一方的な援助は迷惑にもなりかねないので、必ず本人の意思を確認して行動するようにしましょう。

## 3 おだやかな口調で話しかけましょう

中には、薬の服用で脳の働きがゆっくりしている人や、何かの拍子に興奮したりパニックになったりする人がいます。話すときはできるだけゆっくりおだやかに、理解できるまで繰り返し説明してください。もしも興奮して周りに迷惑をかけるようなことがあっても、責めたりせず、ゆっくりやさしい口調で話しかけ落ち着かせるようにしてください。

## 4 こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック

名古屋市では障害者団体のご協力のもとに、障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇対応の例を紹介したガイドブック「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を作成しています。

なお、ガイドブックは名古屋市のウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 役務の提供・適正な利用の啓発・情報提供について

都市施設のバリアフリー化は、施設・設備の整備だけでなく、それらを利用した役務の提供、適正な利用の啓発、情報提供を行うことも必要となります。

### 1 役務の提供

- ・設備や備品などは速やかに使用できる場所に配備し、適切に使用できる状態かを確認する。
- ・配備した設備や備品については、維持管理を行い、操作や維持管理のためのマニュアルを作成する等、役務の提供の体制を整える。また、やむを得ず通常と異なる運用をする場合においても安全に配慮し、その旨の情報提供を行う。
- ・支援の申し出に対応できるよう、係員の配置、勤務体制の確保を図る。
- ・常日頃から、支援が必要な方がいないかどうかを気配りする。
- ・配慮の必要な対象者の主な特性を理解し、設備や備品などの状態や取扱い、支援の要否、方法等を確認し、意思疎通を図り、安全を確認しながら支援する。
- ・他の利用者に移動経路をあけてもらうための声掛けを行う。
- ・応対する場所をカウンター前で行うなど、臨機応変に対応する。
- ・補助犬を使用している場合、補助犬使用者と補助犬に対し、十分なスペースが確保できる場所に案内する。また、他の利用者に補助犬について、理解を求める。
- ・視覚障害者の誘導時には、特に混雑している時などは、周囲の状況を説明しながら歩く。トイレまでの誘導の申し出があった場合は、設備の配置を説明する。
- ・聴覚障害者の案内には、必要に応じて、意思疎通支援のためのアプリケーションソフトウェア等を活用する。
- ・複数の経路がある場合、どの経路が良いか確認し、負担が少なくなるよう考慮する。
- ・対応が難しい場合は、丁寧に理由を説明し、代替手段を考える。
- ・運賃支払いは、必要に応じて職員が代行する。交通系ICカードを預かる場合は、利用者から見えるよう処理したり、必要に応じて、残額を伝える。
- ・支援の方法に関する教育訓練を継続的に実施する。必要に応じて、当事者やバリアフリーに関する専門家等も参加して実施する。

## 2 適正な利用の啓発

- ・ 障害者等が利用するトイレ、エレベーター、車いす使用者用駐車スペース、車両等の車いすスペース、優先席については、必要な方が円滑に利用できるよう、利用者に対して、啓発（館内・車内放送、ポスターの掲示等）に努めます。



トイレ等の適正利用を促す啓発ポスター  
(名古屋市政府作成)

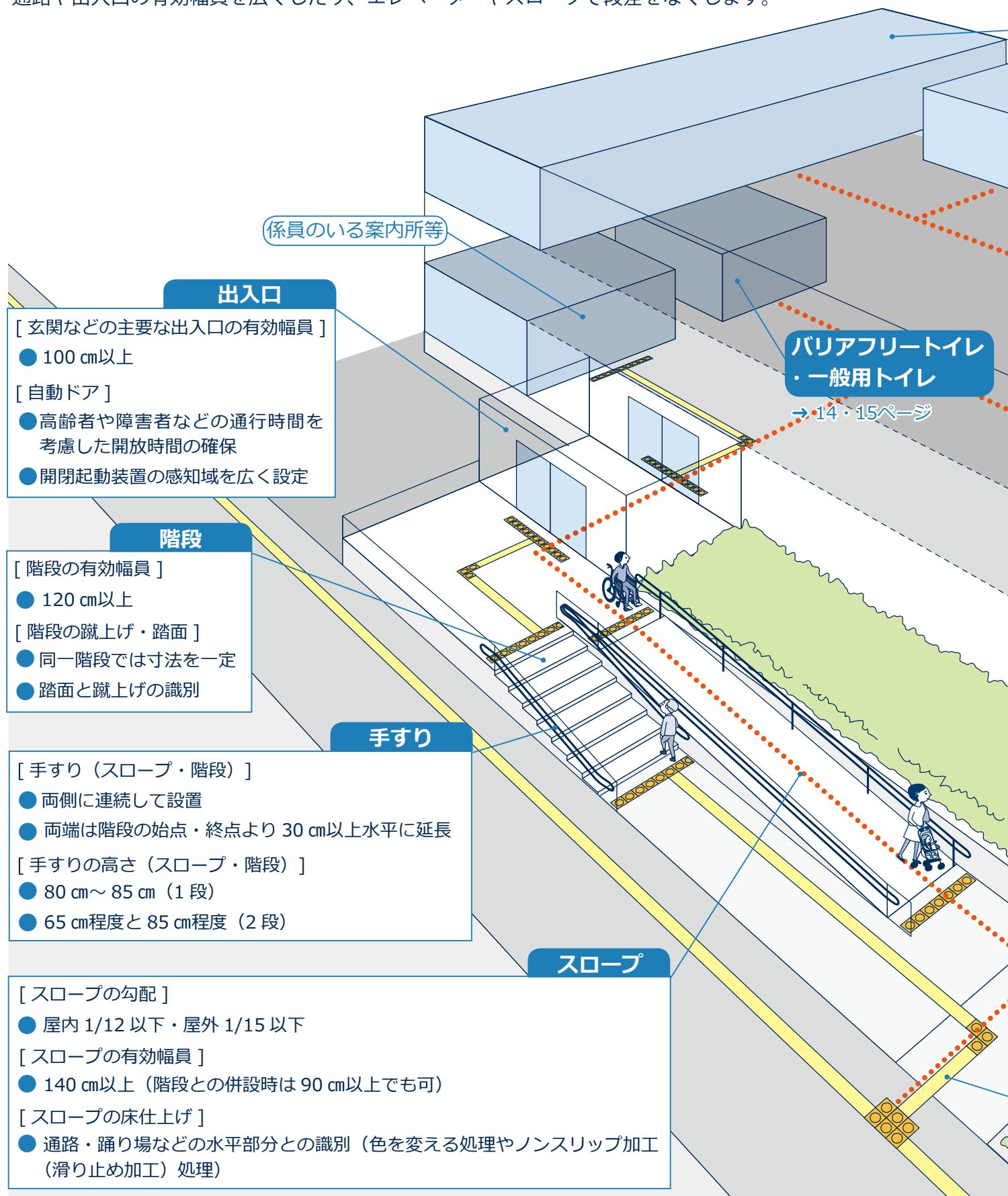
## 3 情報提供

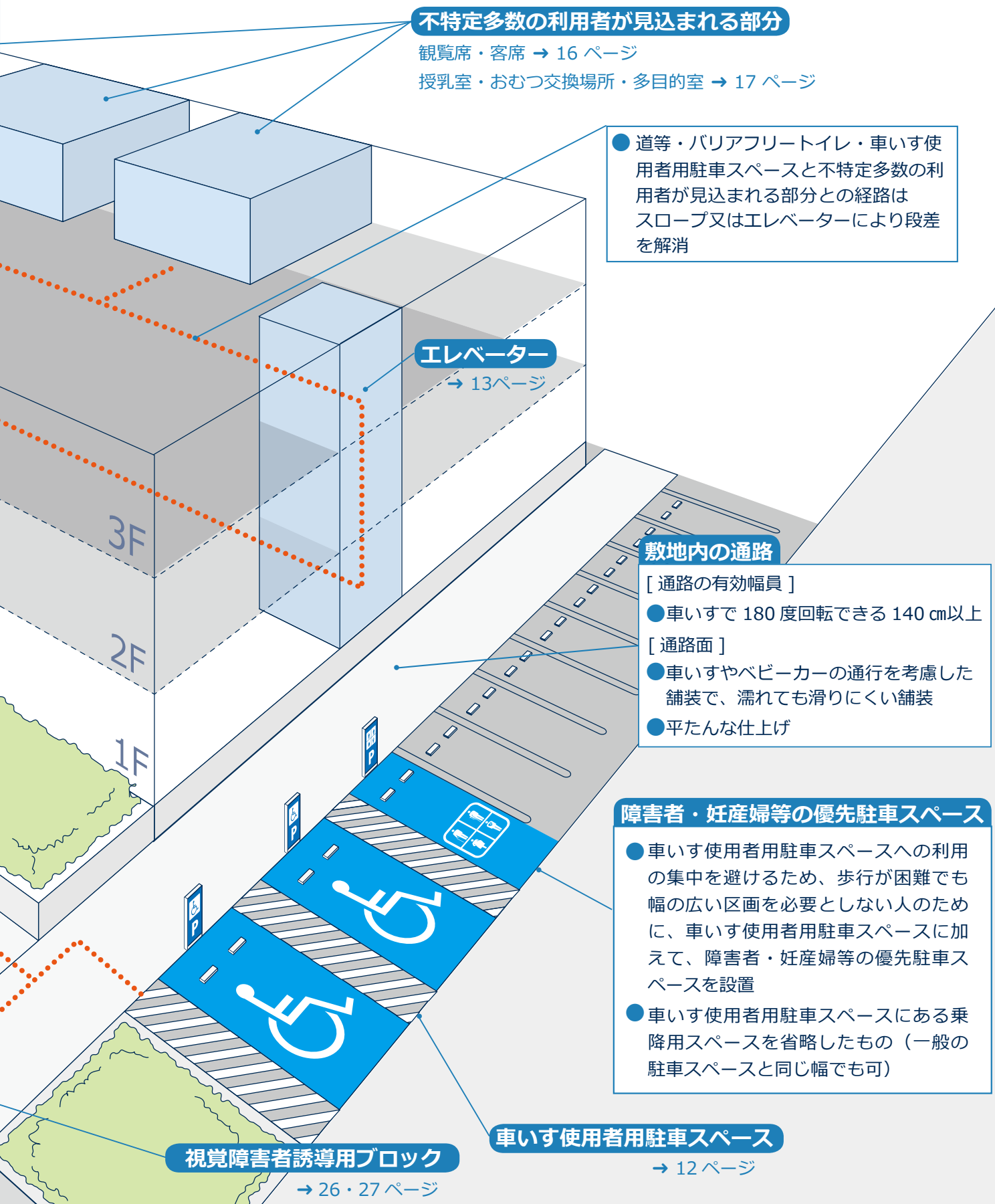
- ・ 障害者等が、移動に係る経路、手段、利用可能な施設を選択するためには、バリアフリーに関する情報が必要となります。また、災害、トラブル等の緊急時において、公共交通機関や施設等を利用している高齢者、障害者等の安全を確保するためには、必要な情報が迅速かつ確実に提供される必要がありますので、情報提供に関する環境を整備する必要があります。
- ・ 情報提供にあたっては、音声または音響（視覚障害者への配慮）、文字等の表示（聴覚障害者への配慮）による案内設備も必要です。また、わかりやすい表現・言葉や簡潔な文章（やさしい日本語）で情報提供することも必要です。

# 公共建築物における整備例

## ■ 全体

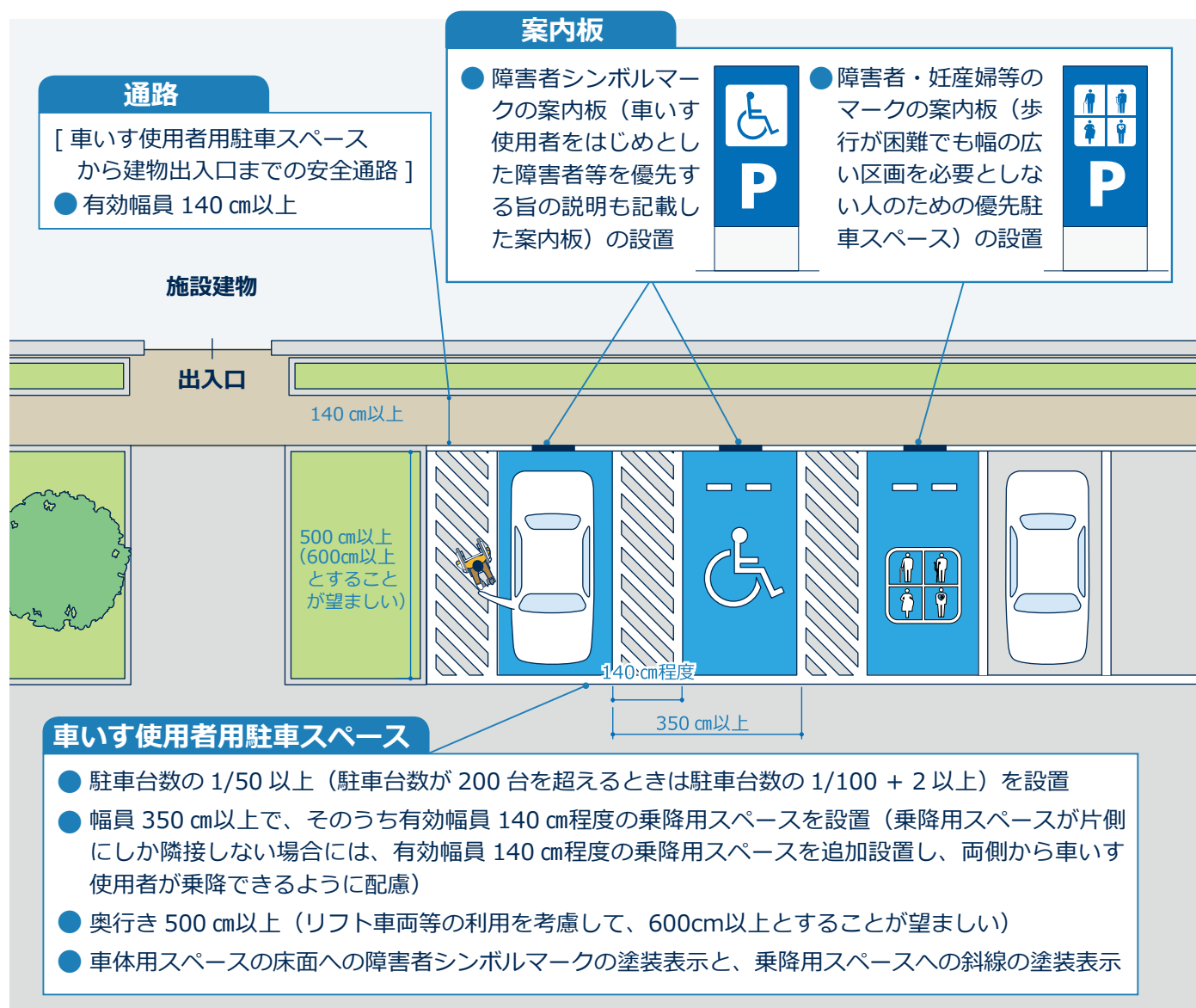
誰もが利用しやすいよう、道路と接する出入口から建物内の各施設までの経路では、通路や出入口の有効幅員を広くしたり、エレベーターやスロープで段差をなくします。





## ■ 駐車場

車いす使用者などが優先して使用できる駐車スペースを設けます。



### 幅の広い駐車スペースを必要としている方がいます

車いすを使用している人は、ドアを全開にしないと自動車には乗降できないため、一般の駐車区画を利用することができません。そのため、車いす使用者用駐車スペースは、車いすの乗り移りを考慮した幅の広い駐車区画になっています。

しかしながら、車いす使用者用駐車スペースを必要としている人たち以外が駐車すると、そのスペースを本当に必要としている人たちの利用が妨げられてしまいます。

自動車は車いすを使用する人にとって、大切な移動手段です。駐車場はマナーを守って利用しましょう。

## ■ エレベーター

建物内を上下に移動する手段としてエレベーターを設けますが、車いす使用者や視覚障害者が1人でも操作できるように配慮した構造とします。

### エレベーターの内部

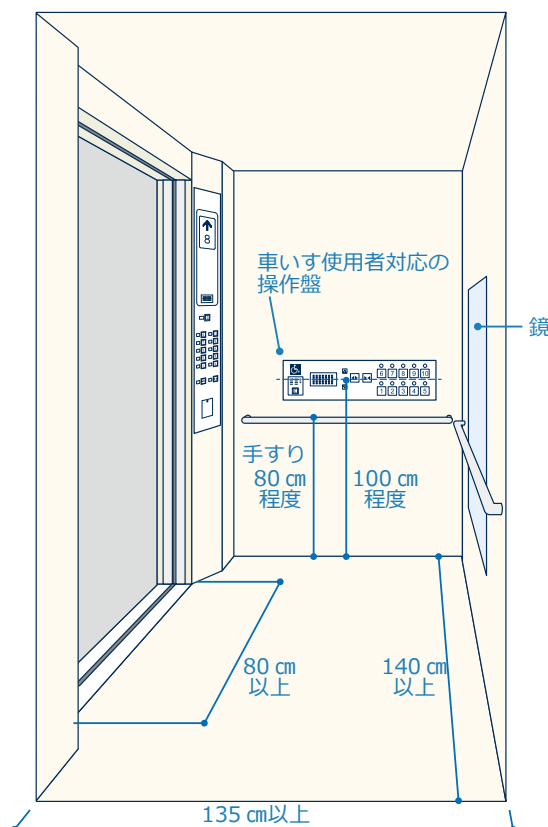
- 停止予定階や現在位置を表示
- 到着する階、扉の閉鎖、昇降方向を音声で案内
- 操作盤（車いす使用者対応の操作盤も含む）には点字を表示
- かごの両側面、高さ 100 cm 程度の位置に車いす使用者対応の操作盤を設置し、一方（主操作盤）にはインターホンも設置
- かごの両側面と正面壁、高さ 80 cm 程度の位置に手すりを設置
- 車いす使用者が後ろ向きで降りる場合に後方が確認できるようにかごの正面壁面に鏡を設置

#### [ 内部寸法 ]

- 幅 140 cm × 奥行き 135 cm 以上

#### [ 開口部の有効幅員 ]

- 80 cm 以上

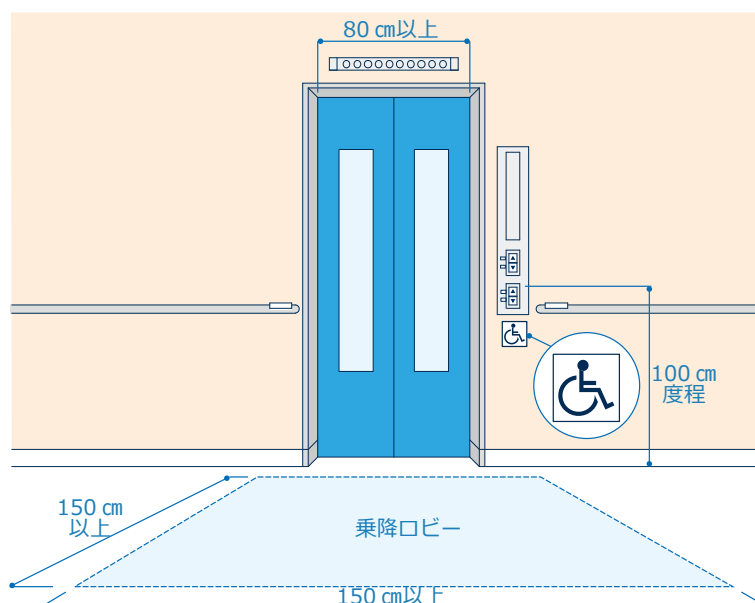


### エレベーターの乗り場

- 到着するかごの昇降方向を表示
- かごの到着や昇降方向を音声で案内
- ボタン（車いす使用者対応のボタンも含む）には点字を表示
- 高さ 100 cm 程度の位置に車いす使用者対応のボタンを設置
- 障害者の利用を配慮したエレベーターには、障害者シンボルマークにより、その旨を表示

#### [ エレベーター前のスペース（乗降ロビー） ]

- 車いすが回転できる広さ（150 cm × 150 cm 以上）を確保



## ■ トイレ（バリアフリースイール・一般用トイレ）

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリースイール」と表記しています。

車いす使用者、オストメイト（人工膀胱や人工肛門を造設している人）などの使用に配慮したバリアフリースイールを設けるとともに、一般用トイレには洋式トイレや便房内の手すりを設けたり、乳幼児用設備を有する便房を設けたりします。また、一般用トイレにもバリアフリースイールに備える機能の一部を設けることにより、バリアフリースイールへの利用の集中が軽減されます。

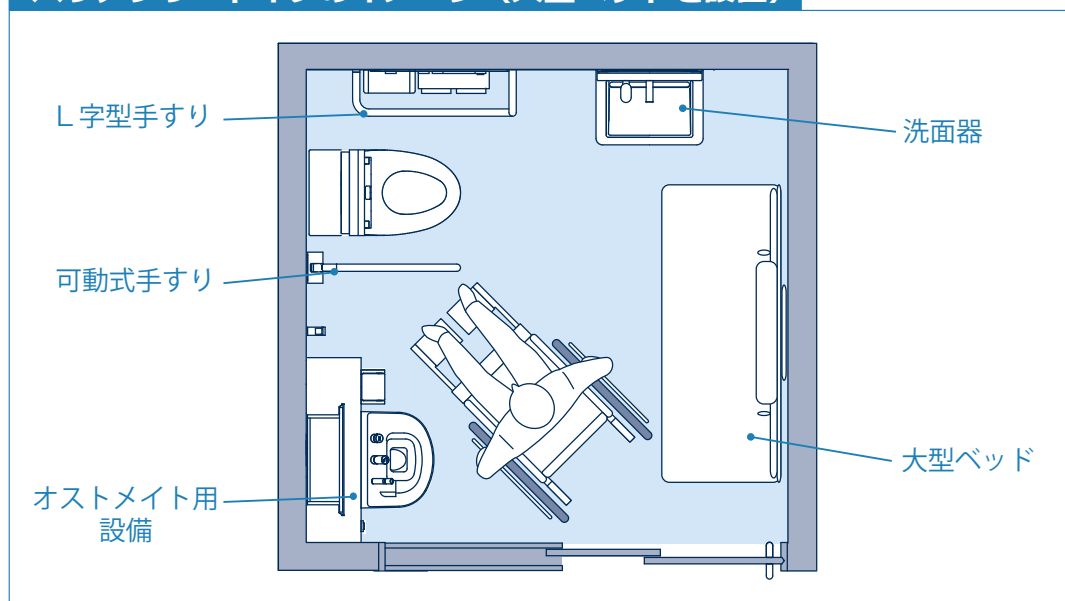
### バリアフリースイールの設置

車いす使用者、オストメイト（人工膀胱、人工肛門造設者）などの使用に配慮したトイレ

- 男女共用のバリアフリースイールを1か所以上設置
- トイレ内の出入口付近に設置し、車いすで回転できるスペース（直径150 cmの円が内接できる程度）を確保
- 便房の広さは内方寸法 200 cm× 200 cm以上  
（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内方寸法に含めないものとする）
- 出入口の有効幅員 80 cm以上
- 手すりを便器の両側に設置（L字型手すりと可動式手すりを設置）
- バリアフリースイールの出入口や戸には、便房の設備、機能、利用対象者等を文字やピクトグラムによりわかりやすく表示
- 大型ベッドや着がえ台などを設けることが望ましい



### バリアフリースイールのイメージ（大型ベッドを設置）

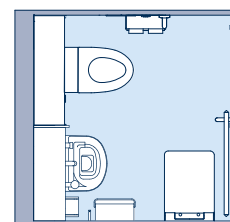
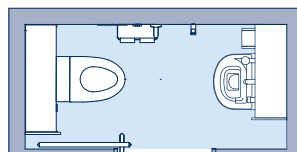


## 一般用トイレの機能拡充

- バリアフリースイートの利用集中  
(混雑)を軽減するため、バリア  
フリースイートの設置に加えて、一  
般用トイレの機能を拡充すること  
も望ましい

## 【整備イメージ】

- ・オストメイト用設備  
の備わった便房の設置



## 一般用トイレの 機能拡充ブース



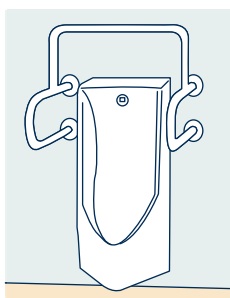
男子用トイレ



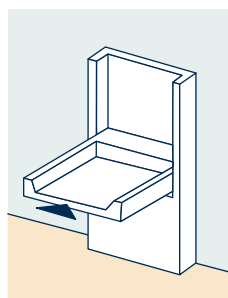
【トイレ全体の平面イメージ】

## 一般用トイレ

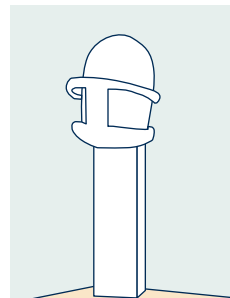
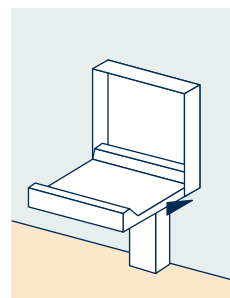
- 大便器は基本的に洋式便器を採用（和式便器の方が使いやすい利用者にも配慮するため、一部を和式便器とすることは可）
- 男子用小便器のあるトイレを設ける場合には、出入口の近くに両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた小便器を設置
- 便房内に垂直、水平に手すりを設置
- 出入口付近に男女の別、便房の戸に種類別（和式、洋式）の表示
- トイレのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台や乳幼児用いす）を有する便房を1以上設置



### 【手すりのイメージ】



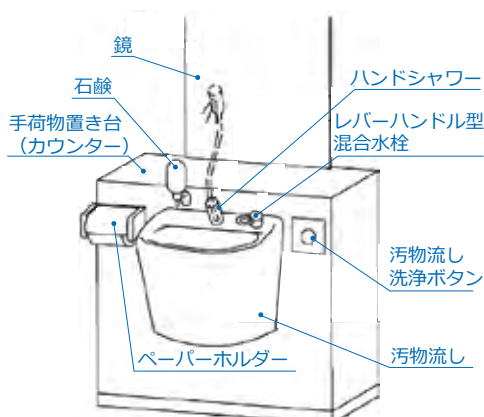
【乳幼児用おむつ交換台のイメージ】



【乳幼児用いす  
のイメージ】

## オストメイトに配慮したトイレの設備

オストメイトとは、膀胱がん、直腸がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を造設した人のことを言い、排泄物を受けとめるための袋（パウチ）を腹部に装着しています。パウチに溜まった排泄物を捨てるための汚物流しや、パウチを交換する際の洗浄設備（水洗設備）などのオストメイト用設備が必要です。



【オストメイト用設備のイメージ】



【オストメイトマーク  
による案内】

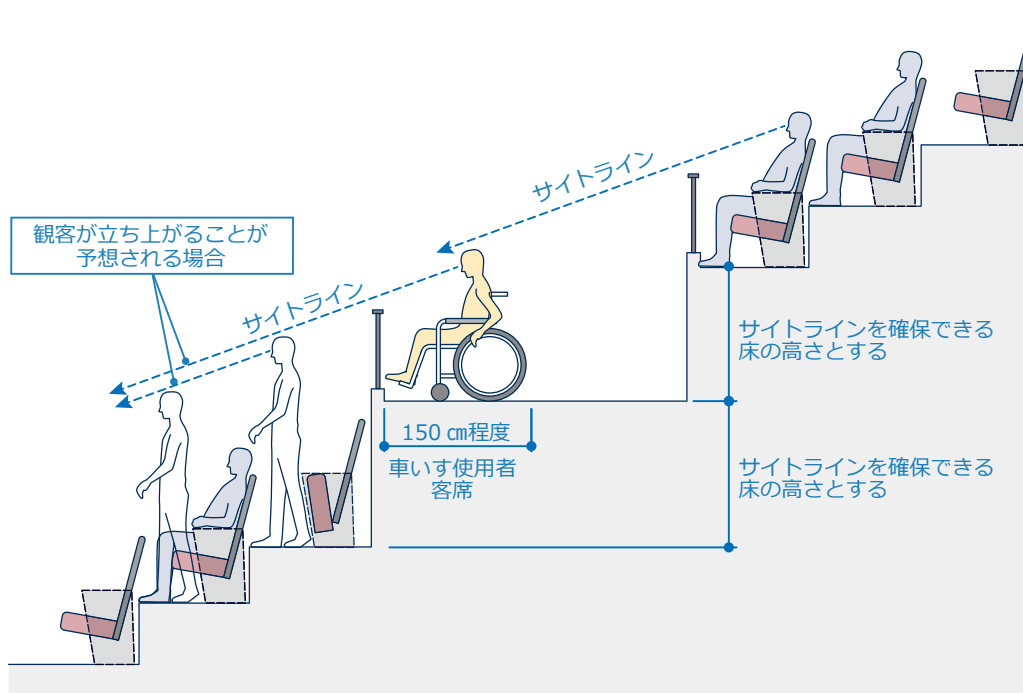
## ■ 観覧席・客席

車いす使用者が到達しやすく、観覧しやすい位置に観覧スペースを設けます。また、施設の規模や利用を考慮し、聴覚障害者に配慮した設備（集団補聴装置等）を設けます。

### 車いす使用者に配慮された観覧スペース

- 客席のいすの数の 200 分の 1 以上を設置（母数には可動席スペースを含む）
- 1 席あたり間口 90 cm、奥行き 150 cm 程度の広さで設置
- 出入口から段差なく容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置（※）に設置

※周囲の観客が立ってもステージを見ることができるようサイトに（劇場等の客席・観客席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることが出来る視野の限界線のこと。）が確保されている位置



### 集団補聴装置

- 劇場等においては、難聴者の利用を考慮し、ヒアリングループ（磁気ループ）、赤外線補聴システム、FM 補聴システムなど、集団補聴装置を電波障害等の状況を確認のうえ設置

#### ヒアリングループ（磁気ループ）

音声を磁気に変換し、各個人の補聴器（T モードに切り替えられる T コイル対応の補聴器）で聴き取る方法

#### 赤外線補聴システム

音声を光（赤外線）に変換し、専用のレシーバーで聴き取る方法

#### FM 補聴システム

音声を電波に変換し、専用受信機を通じてイヤホンや個人用補聴器で聴き取る方法



【ヒアリングループマーク】

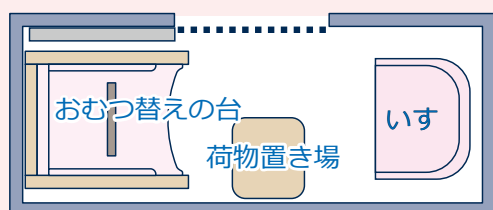
## ■ 授乳室・おむつ交換場所・多目的室

施設の規模や利用を考慮し、授乳及びおむつ交換のためのスペースや、臨機応変に一時的な利用のできる多目的室を設けることも望ましいです。

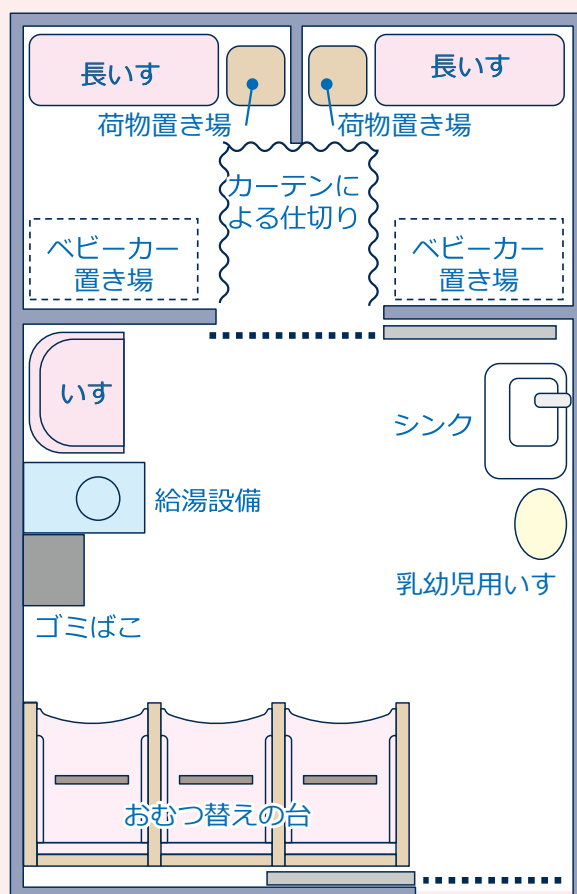
### 授乳室・おむつ交換場所

- 母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設置
- プライバシーの確保のため授乳専用の区画を設置
- 授乳のためのスペースにおむつ替えの台等を設置
- 授乳のためのいすを設置
- 授乳のためのスペースの周辺に荷物置き場を設置
- 出入口付近には、内部の設備配置等の状況を表示

【ミニマムな機能の授乳室の例】



【授乳室の例】



### 多目的室

- 気分がすぐれなくなったときやパニックになった人などを落ち着かせる（カームダウンの）ための多目的室を別に設置



カームダウン・クールダウンスペース

Calm down , cool down space

この場所は、気持ちを落ち着かせるための部屋です。

みなさまのご配慮をお願いいたします。

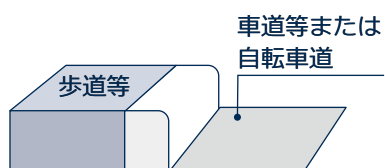
# 道路における整備例

誰もが安全で安心して通行できるよう、歩道の有効幅員を広くしたり、歩道の勾配を緩やかにしたり、歩行者の通行動線上における歩車道境界の段差をなくします。

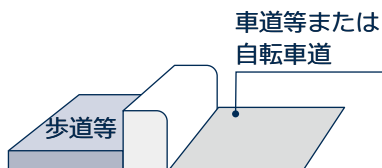
## 歩道と車道の分離

- 道路の諸条件を考慮して歩道と車道の分離方法を選択

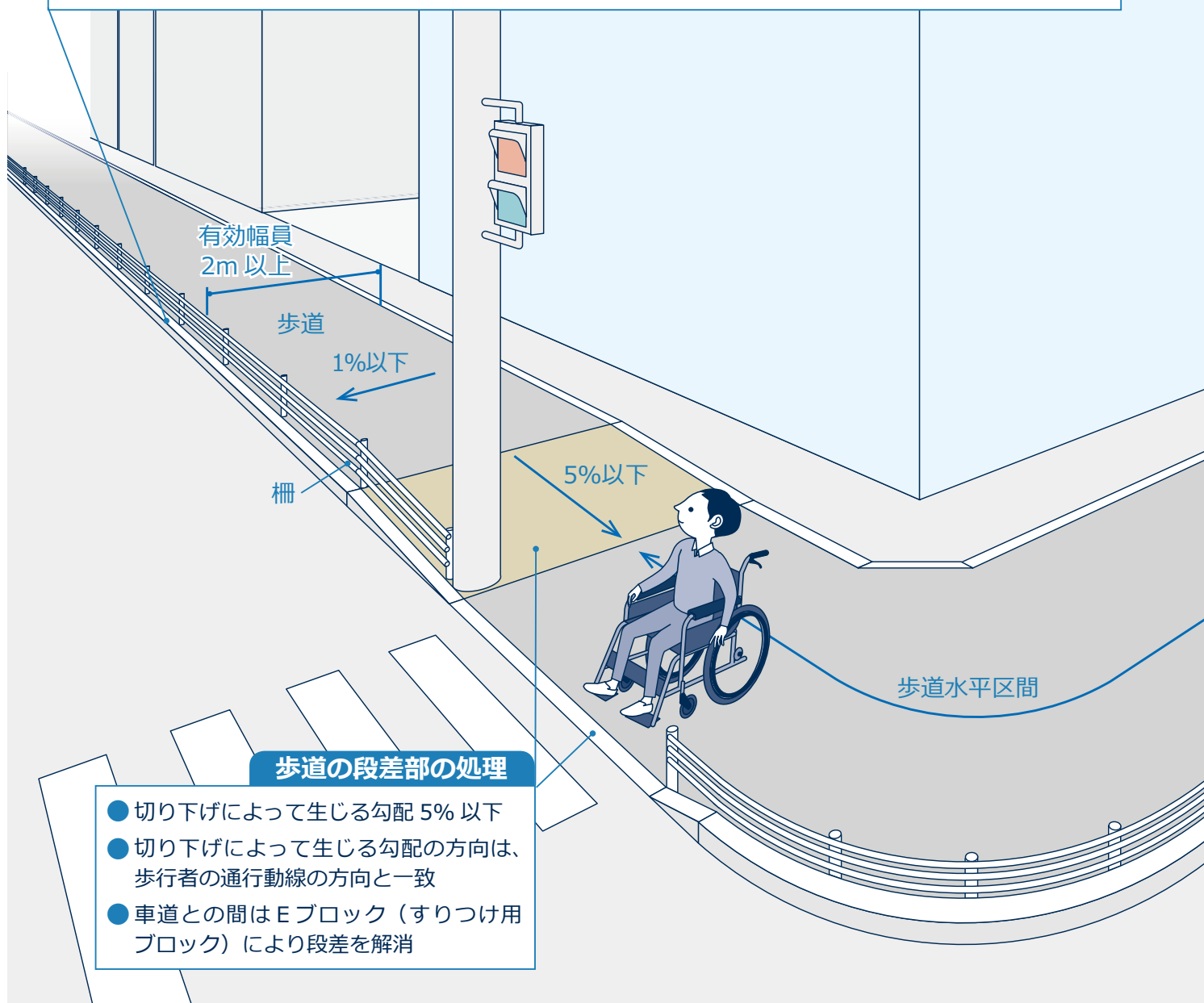
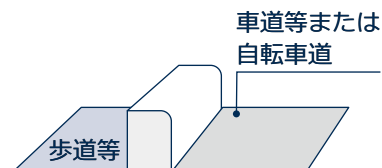
### マウントアップ方式



### セミフラット方式



### フラット方式

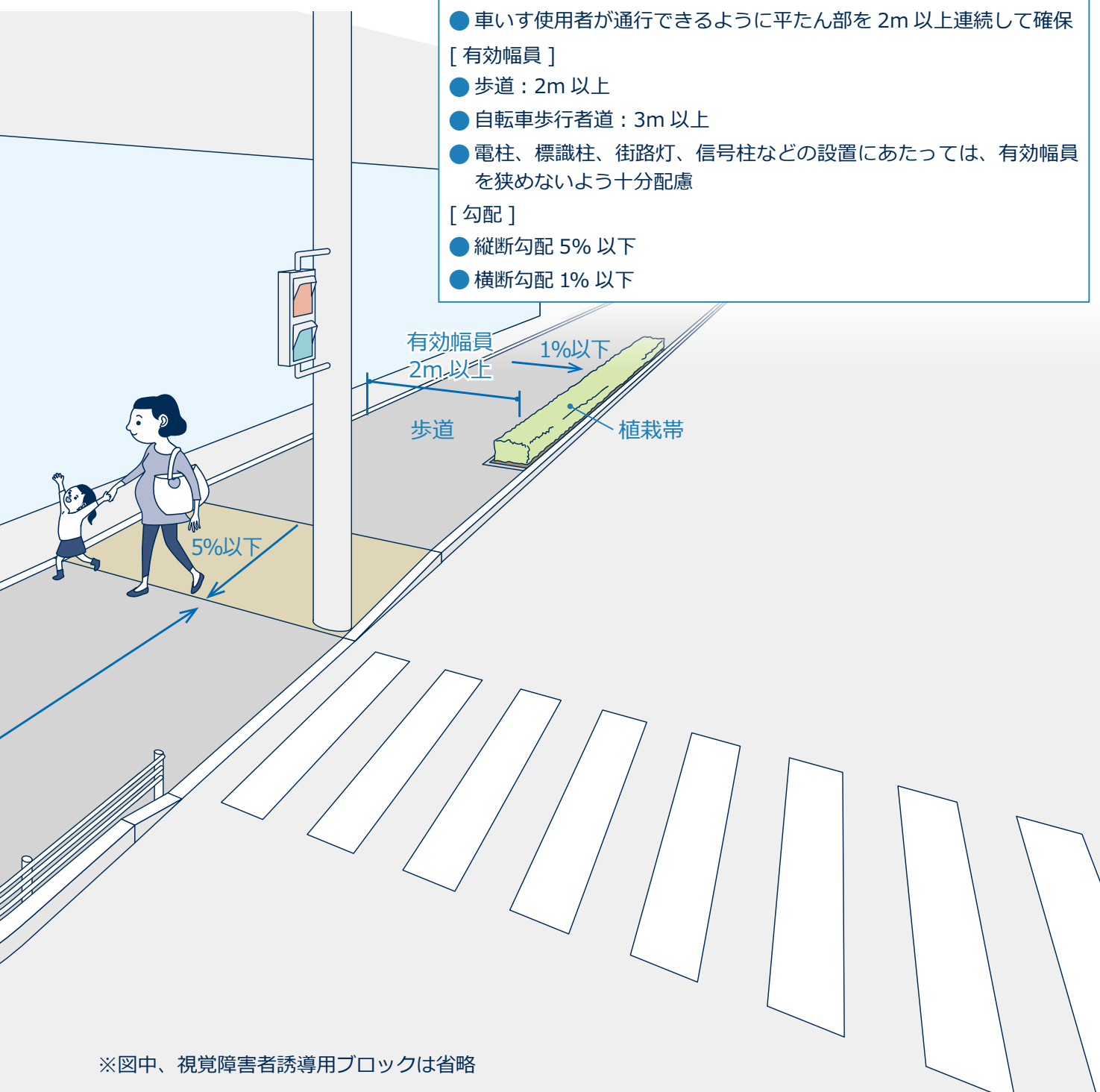


### 歩道の段差部の処理

- 切り下げによって生じる勾配 5% 以下
- 切り下げによって生じる勾配の方向は、歩行者の通行動線の方と一致
- 車道との間はEブロック（すりつけ用ブロック）により段差を解消

## 歩道

- 路面排水施設（雨水桝等）は歩行者等の動線上から離して設置
  - 車いす使用者が通行できるように平坦な部を 2m 以上連続して確保
- [ 有効幅員 ]
- 歩道：2m 以上
  - 自転車歩行者道：3m 以上
  - 電柱、標識柱、街路灯、信号柱などの設置にあたっては、有効幅員を狭めないよう十分配慮
- [ 勾配 ]
- 縦断勾配 5% 以下
  - 横断勾配 1% 以下



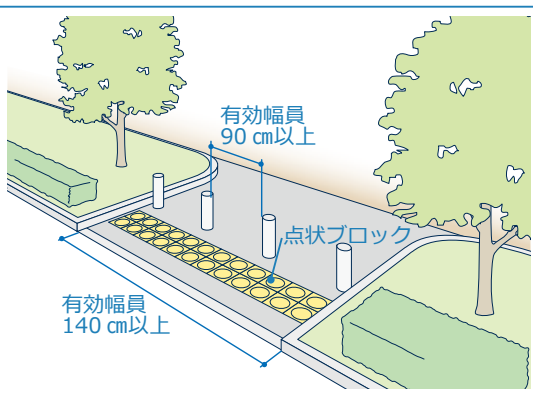
※図中、視覚障害者誘導用ブロックは省略

# 公園における整備例

誰もが利用しやすいよう、園路の有効幅員を広くしたり、園路の勾配を緩やかにしたり、ベンチや水飲み器などを利用しやすい構造とします。

## 公園出入口

- 有効幅員 140 cm以上
- 車止柵の間隔は有効幅員 90 cm以上
- 段差の解消（またはスロープの併設）
- 点状ブロックを敷設



## 休憩所・管理事務所

公園出入口▶

★案内板

案内板★

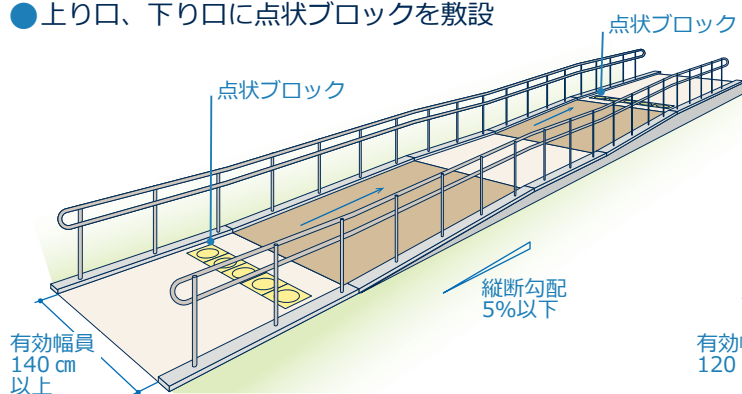
駐車場

スロープ・階段

## スロープ・階段

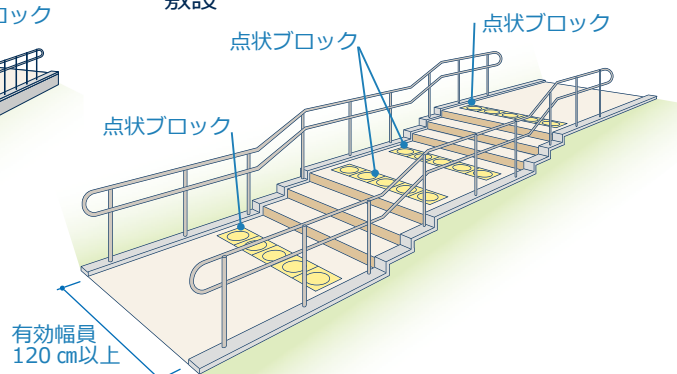
[ スロープ ]

- 縦断勾配 5%以下
- 有効幅員 140 cm以上
- 両側に連続して手すりを設置
- 上り口、下り口に点状ブロックを敷設



[ 階段 ]

- 有効幅員 120 cm以上
- 両側に連続して手すりを設置
- 上り口、下り口、踊り場に点状ブロックを敷設



## ベンチ・野外卓

## [ベンチ]

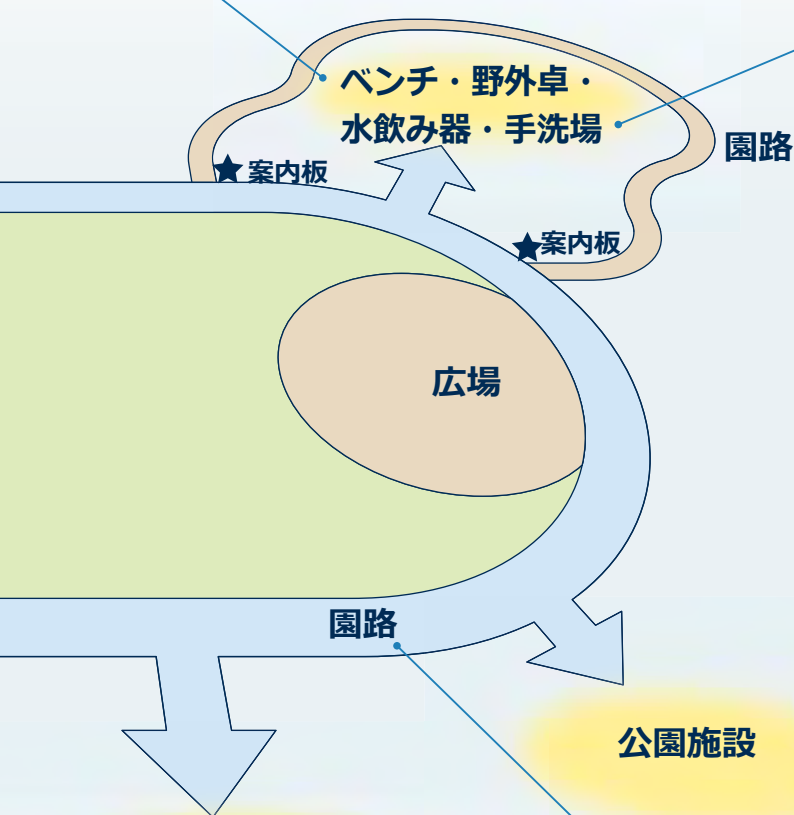
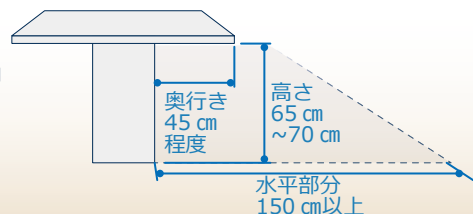
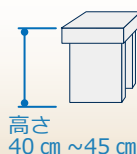
- 標準の高さ 40 cm～45 cm

## [野外卓]

- 車いすが接近できるように使用方向に 150 cm以上の水平部分を設置
- 卓の下部に高さ 65 cm～70 cm、奥行き 45 cm程度のスペースを設置

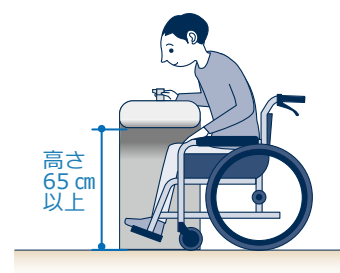
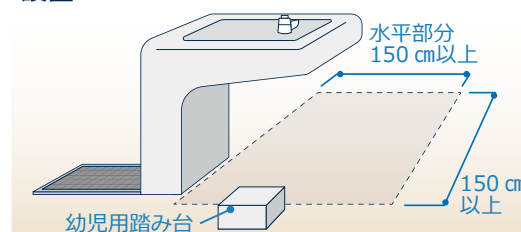
## 【野外卓】

## 【ベンチ】



## 水飲み器・手洗場

- 飲み口は上向き
- 車いす使用者が使いやすいように飲み口は、高さ 70 cm～80 cm、下部に高さ 65 cm以上、奥行き 45 cm以上のスペースを確保
- 車いすが接近できるように、使用方向に 150 cm以上、幅 150 cm以上の水平部分を設置



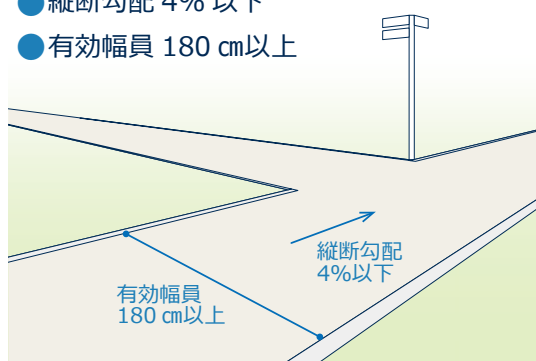
## トイレ

## トイレ

- バリアフリースイールまたはバリアフリースイールの一部の機能を持ったトイレを設置

## 園路

- 縦断勾配 4% 以下
- 有効幅員 180 cm以上



# 公共交通機関における整備例

## ■ 旅客施設

誰もが利用しやすいよう、公共用通路との出入口からホーム上の車両までの経路では、通路や出入口の有効幅員を広くしたり、エレベーターやスロープで段差をなくします。また、案内所のカウンターや券売機は車いす使用者に配慮した高さとし、プラットホームには可能な限りホームドア等を設けます。

### 券売機

- 金銭投入口は車いす使用者が利用しやすい高さ
- 主要なボタンは 110 cm 程度の高さを中心に配置
- 車いす使用者が容易に接近しやすいようにカウンター下部に高さ 65 cm 程度の蹴込みを設置
- 運賃等の主要なボタンに点字を併記
- 券売機の横に点字運賃表を設置

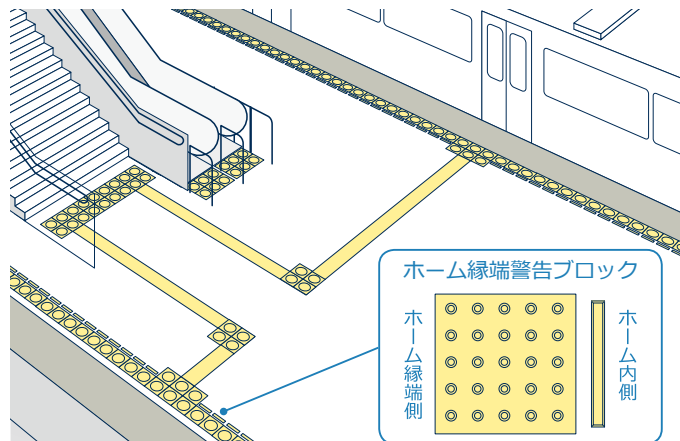
### 乗車券等販売所・案内所

- 出入口の有効幅員 90 cm 以上
- 1 か所以上のカウンターは車いす使用者の円滑な利用に適した構造
  - ・カウンター：高さ 75 cm 程度
  - ・蹴込み：高さ 65 cm 程度、奥行き 45 cm 程度
- カウンターの 1 か所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設

### プラットホーム

- すべての車両の乗降口の位置が一定で、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる場合、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置
- ホームドア又は可動式ホーム柵を設置している場合は、開口部に点状ブロックを敷設
- ホームドア又は可動式ホーム柵を設置していない場合は、プラットホームの縁端から 80 cm 以上 100 cm 以下程度離れた場所に、ホーム内方を示す線状突起を 1 本付した点状ブロックを敷設
- 音声や音響で列車の接近を案内
- 光や文字で列車の接近を案内

【ホームドア又はホーム柵の設置がない場合】



## 改札口・通路等

### [ 通路の有効幅員 ]

- 車いすで 180 度回転できる 140 cm 以上

### [ スロープの勾配 ]

- 屋内 1/12 以下・屋外 1/20 以下

### [ スロープの有効幅員 ]

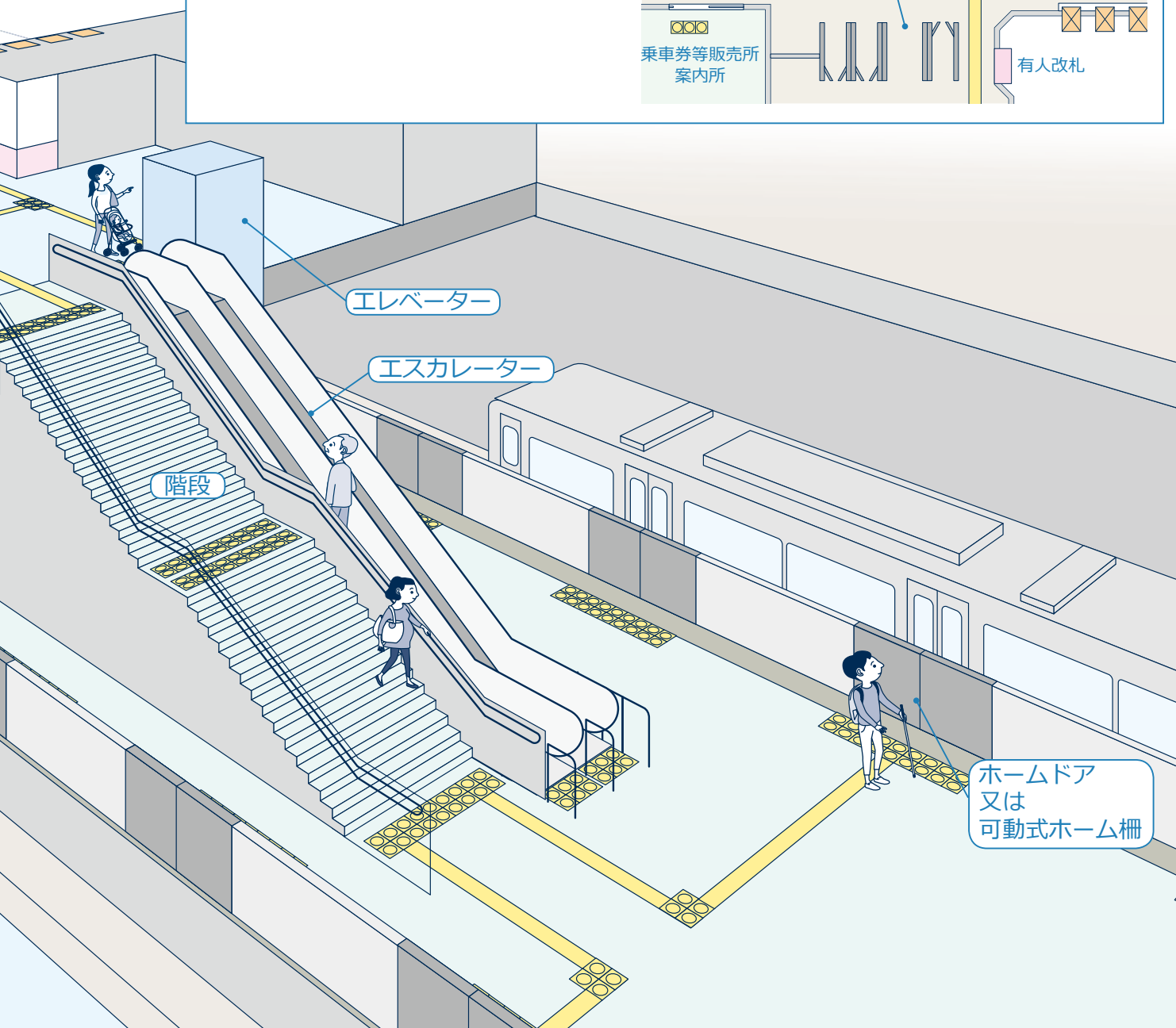
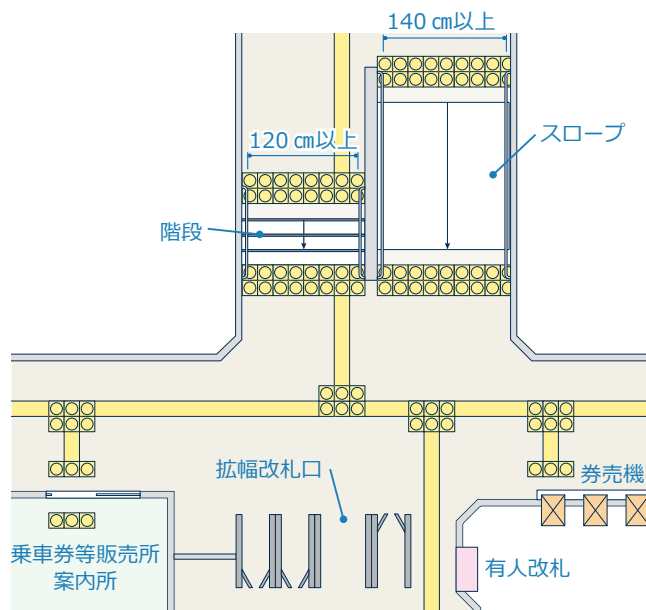
- 140 cm 以上

### [ 階段の有効幅員 ]

- 120 cm 以上

### [ 改札口 ]

- 車いす使用者に配慮した有効幅員 90 cm 以上の拡幅改札口を 1 か所以上設置

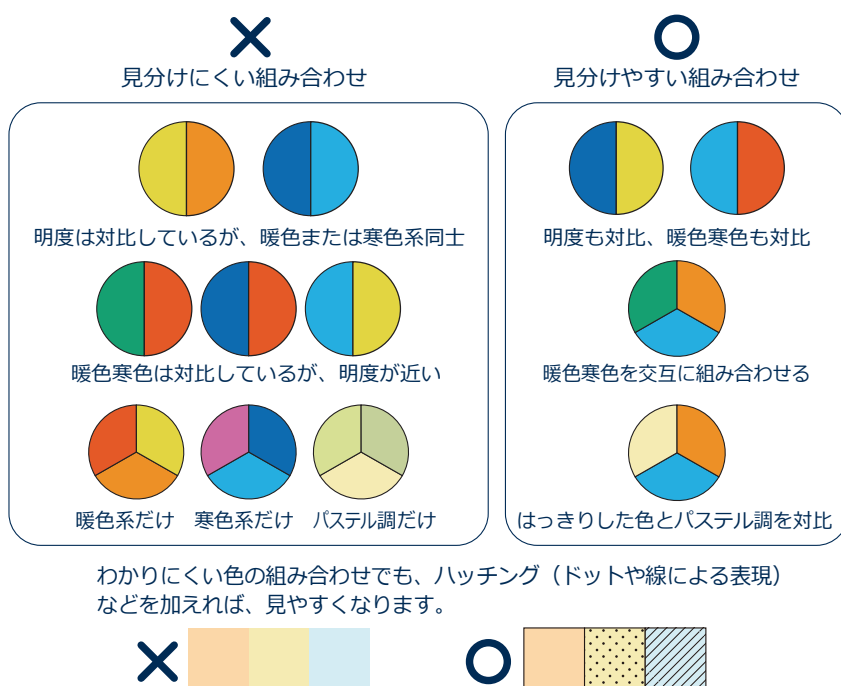


利用者に適切な情報を提供できるよう、サイン（標識、案内板、図記号など）は見やすい文字で表示したり、認識しやすい配色としたり、わかりやすいデザインとしたうえで、動線に沿った見やすい位置に配置します。

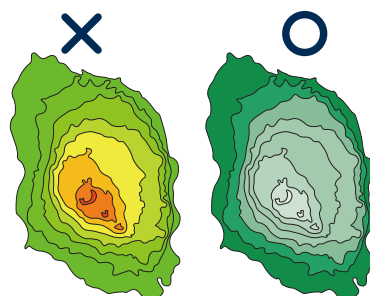
- 主要な用語には英語を併記（来訪者事情により日本語、英語以外の言語も併記）
- 地名・駅名等にはひらがなを併記
- 書体は視認性に優れた角ゴシック体を採用

のりば 出口  
Gates Exit

- 白内障に配慮して、青と黒、黄と白の組み合わせは不使用
- 色覚障害者に配慮して、見分けやすい色の組み合わせを使用
- 色のみの区別では識別が困難な場合もあるため、文字や記号、色の名前、異なる模様や線種などを併用



色覚障害者は、色の識別が苦手な分、  
明度や彩度の違いには敏感です。



明度：明るさの度合い。  
目に感じる光の強弱を示す量。  
白に近づくほど明度が高くなり、  
黒に近づくほど低くなる。

彩度：鮮やかさの度合い。  
白や黒の混ざっている度合い。  
原色のように白や黒を含まない  
色ほど彩度が高くなる。

- ピクトグラム（案内用図記号）は JIS 規格（JIS Z8210）で示された図記号などのわかりやすいデザインを採用
- ピクトグラムには文字を併記
- サイン類はシンプルで統一的なデザインを使用



令和4年3月時点

■ 電光掲示板、音声による案内・放送

聴覚障害者がわかりやすいよう、電光掲示板は識別しやすい表示とします。また、視覚障害者がわかりやすいよう、音声による案内・放送は聞き取りやすいものとします。

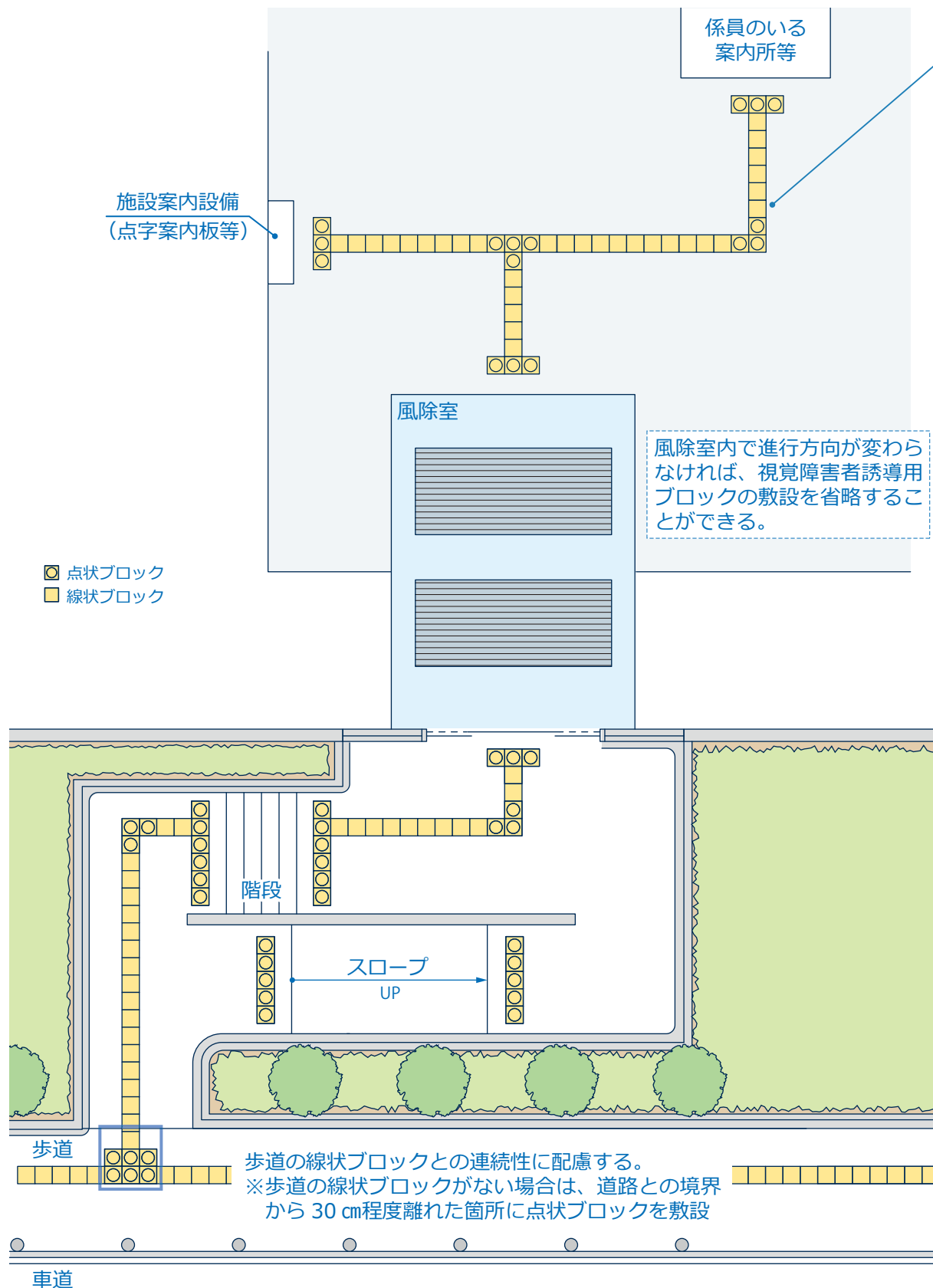
- 電光掲示板
- 平常時は、車両等の運行に関する情報を表示
  - 車両等の運行の異常に関連して、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供
  - 簡潔かつわかりやすい文章で表現
  - 均等な明るさで鮮明に見える文字等により識別
  - 異常情報を表示する場合は、フリッカーランプ（点滅灯）などにより継続的に表示
  - 緊急避難場所になる施設等では、放送設備とともに、放送内容を視覚的に表示する電光掲示板などを設置



| 音声による案内・放送                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| [ 案内文設定の考え方 ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・案内内容は、行き先方向を端的に短く伝えることが望ましい。</li><li>・駅構内にあっては、乗車動線上であれば「ホーム方面行き」、降車動線上であれば「改札口方面行き」とする。ただし、エレベーターにあってはこの限りでない。</li><li>・案内間隔はできる限り短くすることが望ましい。</li><li>・停止する階が2つである場合、エレベーターの開扉方向の案内放送は、「乗り口と反対側」など、乗った位置をもとにした具体的な文章表現とし、「こちら側」などの抽象的な表現は避ける。</li><li>・文章表現は誰でもわかりやすい平易なものとする。</li><li>・エレベーターの開扉方向の案内放送は、できるだけ乗った時と降りる時両方に案内する。</li></ul> |                                                                               |
| [ 音声・音響案内の標準例 ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                               |
| 施設・設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 音声・案内の標準例                                                                     |
| 改札口、施設玄関                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 音 声：「ピン・ポーン」またはこれに類似した音響                                                      |
| エスカレーター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 音 声：「(行き先)(上下方向) エスカレーターです。」                                                  |
| トイレ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 音 声：・「向かって右が男子トイレ、左が女子トイレです。」<br>・男子用トイレ入り口「男子トイレです。」<br>・女子用トイレ入り口「女子トイレです。」 |
| ホーム上の階段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 音 声：「鳥の鳴き声を模した音響」                                                             |
| 地下鉄の地上出入口                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 音 声：「ピン・ポーン」またはこれに類似した音響                                                      |
| エレベーター<br>(停止する階が2つである場合)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 音 声：「○階です。乗り口と反対側の扉が開きます。」<br>「ホーム階です。乗り口と同じ扉が開きます。」                          |

## ■ 視覚障害者誘導用ブロック、点字表示等

視覚障害者が安全で円滑に通行できるよう、道路と接する出入口から施設内の案内所等までの経路では、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、弱視者にも認識できるよう、視覚障害者誘導用ブロックは原則として黄色とします。



## 視覚障害者誘導用ブロック

### [全般]

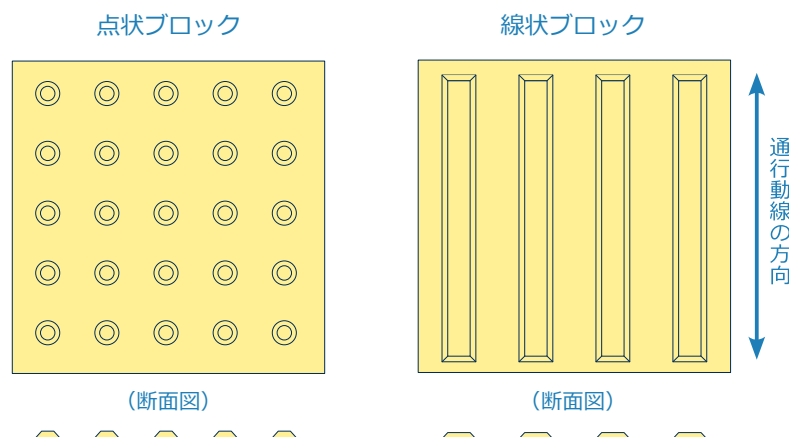
- 線状ブロックと点状ブロックの2種類により敷設
- JIS規格にあわせた形状を採用
- 十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性・耐久性・耐磨耗性に優れたものを採用
- 表面の色彩は、弱視者への配慮のため、原則として黄色とし、他の部分の色との対比が大きいこと等により当該ブロック部分を識別

### [点状ブロック]

- 主として危険箇所および曲がり角などの注意喚起、並びに誘導対象施設の所在を示すために敷設

### [線状ブロック]

- 主として誘導対象施設の方角を案内するために通行動線の方角と線状突起の方角とを平行に敷設
- 安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設



## 点字表示等

- 点字表示・触知案内板等には、その内容を文字で併記

### ● 点字表示を取り付ける箇所

- ・エレベーターのすべての操作盤ボタン
- ・公共交通機関の階段、スロープ、通路の手すり及び線状ブロックで誘導した券売機
- ・地下鉄の出入口地上部手すり等（出入口番号）

### ● 触知案内板等を設ける箇所

- ・公共交通機関の改札口付近（出入口と離れている場合）
- ・公共交通機関のトイレ出入口付近

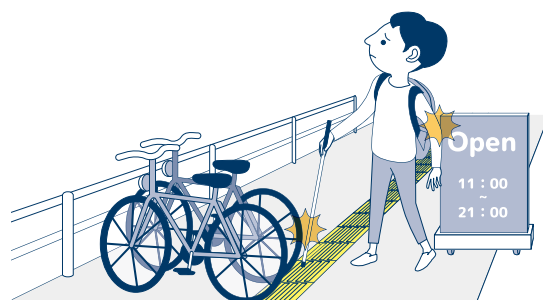
#### 【表示内容】

- ・男女別
- ・トイレ内の便器や洗面所などの配置
- ・便器の区別（洋式、和式、小便器）

## 視覚障害者誘導用ブロックの周辺には物を置かないで

視覚障害者は、足の裏や白杖を通しての感覚、黄色という色を頼りにして、視覚障害者誘導用ブロックを識別して歩いています。

そのため、視覚障害者誘導用ブロックの上やその周りに障害物があると、歩行の妨げとなり、また衝突や転倒などの事故の原因にもなります。



## ICT（情報通信技術）の活用例

近年は ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））が急速に進展し、その活用例も様々な場面で見られます。（従来は IT（Information Technology（情報技術））という言葉が普及しましたが、コミュニケーション性を強調した ICT という呼称の方が国際的には普及しています。また、総務省でも ICT 政策を掲げるなど、日本でも ICT という呼称が広がっています。）

特に、最近のスマートフォンやタブレット端末の普及は、障害のある人のコミュニケーションや移動に対しても役立っています。例えば、多くの端末でプリインストールされている音声検索機能は、視覚障害者に有用な一例ですが、無償で提供されているアプリケーションの中でも有用なものが数多く開発されています。ここではその中のいくつかを紹介します。

なお、こうした ICT の活用は便利である一方で、機器の操作が不慣れな人や操作自体が困難な人もいますので、人による支援もまた必要ではあります。

### コミュニケーション支援アプリケーション「UD トーク」

販売・開発者：Shamrock Records 株式会社

<https://udtalk.jp/>

#### 【特徴】

「JIS S 0042 高齢者・障害者配慮設計指針 - アクセシブルミーティング」を参考に作成されたアプリケーションです。（Android・iOS 対応）

- ・会話やスピーチをリアルタイムに文字化します。（音声認識を利用する際にはインターネットへの接続が必要です。）
- ・QR コードをカメラで読み取ってアプリ同士を接続して会話のやり取りを行うことができます。
- ・手書きでのやりとりができます。
- ・キーボードでの入力ができます。
- ・多言語翻訳機能で英語等へリアルタイムに翻訳をすることができます。
- ・音声合成機能で翻訳結果（または日本語）を読み上げることができます。

#### 【使用例】



QR コードで接続して使うこともできます。

※ UD トークは一般ユーザーの方へは無償で提供していますが、企業・自治体・教育機関等へは有償で販売している商品です。

## コミュニケーション支援ツール

知的障害者や発達障害者の中には、文字や会話によるコミュニケーションよりも、分かりやすい絵記号やイラストを用いることにより、コミュニケーションをうまくとれる場合があります。

また、分かりやすい絵記号やイラストを用いたコミュニケーションは、聴覚障害者、高齢者、子ども、外国人などの話し言葉でうまくコミュニケーションができない人たちとのコミュニケーションにも活用できるため、絵記号やイラストを利用したコミュニケーション支援ツールが開発されています。

### 1 コミュニケーション支援用絵記号

絵記号を描く際の基本形状（線と面での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等）、作図原則（既存の絵記号との整合性、主題の明確化等）を規定した JIS 規格である「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T 0103）」では約 300 の絵記号の例を示しています。

なお、「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T 0103）」にある絵記号は、(公財) 共用品推進機構のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

・(公財) 共用品推進機構

[https://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/jis\\_t0103.php](https://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/jis_t0103.php)



朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

### 2 コミュニケーション支援ボード

各場面でよくある事例をイラストにしたもので、イラストを指さすことによりお互いの意思を伝え合えるようにしたものです。

役所窓口、警察、病院、鉄道駅、コンビニエンスストアなどの利用する場所や場面などに応じて分類されたものやカスタマイズされたものもあります。

・(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団

[http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard\\_top.html](http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html)

・(公財) 明治安田こころの健康財団

[https://www.my-kokoro.jp/communication\\_board/](https://www.my-kokoro.jp/communication_board/)

## 施設・設備等への表示に使用されるマーク



### 【障害者のための国際シンボルマーク】

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建築物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択・決定されました。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。



### 【盲人のための国際シンボルマーク】

世界盲人連合（WBU）が定めたシンボルマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられます。（信号機や音声案内装置などに設置されています。）



### 【耳マーク】

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るために制定されたマークで、耳が不自由であることを表示し、協力を求めることを表します。受付等に掲示し、筆談などに応じることを知らせ、聴覚障害者がより安心して問い合わせができるよう配慮する際にも用います。



### 【ヒアリングループマーク】

難聴者や聴力が弱っている人が音声を聴き取れるよう、周囲の雑音を抑えて音声を届ける集団補聴装置がありますが、その一つとして、ヒアリングループ（※）があります。ヒアリングループが備わっていることや、対応機器を示すマークです。

※ヒアリングループは、敷設したループ内で磁気に変換した音声を磁気コイル付補聴器や人工内耳で受信することで、難聴者の聞こえを支援する設備です。



### 【手話マーク】

手話でのコミュニケーションを求めるときや、手話による対応ができる施設などが示すマークです。このマークを提示されたら、「手話での対応をお願いします」の意味になります。また、受付等に掲示し、手話による対応ができることを知らせます。



### 【筆談マーク】

筆談でのコミュニケーションを求めるときや、筆談による対応ができる施設などが示すマークです。このマークを提示されたら、「筆談での対応をお願いします」の意味になります。また、受付等に掲示し、筆談による対応ができることを知らせます。



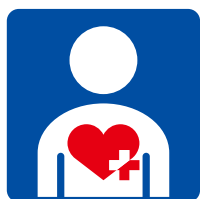
### 【ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。



### 【オストメイトマーク】

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導サインなどに表示されています。



### 【ハート・プラスマーク】

内部障害（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能の障害）・内部疾患がある人を表しています。外見からは分かりにくいいため、理解と協力を求めるためのマークです。



### 【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。鉄道やバスの優先席などに表示されています。



### 【マタニティマーク】

妊産婦を表しています。妊娠初期の妊婦の方は外見からは分かりにくい場合もあるため、理解と協力を求めるためのマークです。鉄道やバスの優先席などに表示されています。

## 施設・設備等への表示以外に使用されるマーク



### 【身体障害者標識】

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



### 【聴覚障害者標識】

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



### 【「白杖 SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2585

ファックス番号：052-951-3999

電子メール：[a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)



発行：名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課